

令和2年11月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和2年11月18日（水） 午後1時28分～午後3時3分

2 場所 市議会第2委員会室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 報第26号 財産の取得について

第4 議第27号 令和2年度11月補正予算について

第5 協議事項 令和元年度実施事業に係る富士宮市教育委員会の自己点検・評価について

第6 協議事項 大規模校等通学区域弾力化に関する基準及び通学区域の弾力的運用の見直し並びに富士宮市立小中学校通学区域審議会への諮問について

5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

・令和4年度アクションプランについて

学校が教育課程の編成に合わせて令和3年度のアクションプランをこれから考えていく時期になりますが、教育委員の皆さんからアイデアがあれば、学校教育課に連絡をお願いします。

参考までに、私が考えているものですが、令和2年度のアクションプランでICT教育の推進ということを挙げさせていただきましたので、令和3年度はもう少しここを具体的にしたい、GIGAスクール構想に基づいた1人1台パソコンの導入によるその活用やデジタル教科書の研究というように、ICT教育という大くりではなくて、もう少し個別に絞ってアクションプランに載せられたらと考えています。どのようなものがあるのかは学校教育課に検討していただくということが1点です。

それから、今年度、新型コロナウイルスがかなり感染拡大して、世界的に大きな対応を迫られた中で、各学校が感染予防等に取り組んでいますので、それを教育の中で生かしていきたいというふうに考えています。感染予防の具体的な対応ということと、感染がもたらす、いじめなどについて捉えて、子供たちが自分たちで考えるよい機会なのかなということ、そういった教育の推進を挙げています。

それから、いじめ・不登校対策の強化ということで、全国的にはいじめや不登校が増えていますけれども、富士宮市の場合にはほぼ昨年度と同じくらいで推移しています。どのような取組をしたのかということを検証するいい機会なのかなというふうに考えますので、それについて成果が上がっている学校は、具体的にそれを検証するということを考えています。

また、決まりではありませんけれども、同じように教育委員からこういう点があるということがあり

ましたら、ぜひ学校教育課のほうにお願いしたいと思います。その中で、全部は学校にとって大変ですので、学校教育課において精査しながら来年度のアクションプランを作っていきたいと考えています。

・その他

富士山絵手紙コンクールの受賞者が決まりました。昨年度に比べて手紙部門の応募が少なかったのですが、その中で審査員から、今年は少し作文の質が違うということで、今度の授賞式の講評の中で、もし機会があれば取り上げたいということでした。今まで富士山はこんなにすごいという手紙が多かったのですが、富士山と自分との関わりとか、自分の考え方などを見詰め直して、自分が将来どうあったらいいのかというような作文で、以前とは少し質が違って来たというお話がありました。また、そういった視点で今年の作文は選ばれていますので、まとめましたら見ていただけたらと思います。

第3 議第26号 財産の取得について

(教育長)

次に、「日程第3、議第26号 財産の取得について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校教育課)

本件は、地方自治法及び富士宮市条例の規定に基づく議会の議決に付さなければならない財産の取得であり、今回の市議会11月定例会に上程することとなりました。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく教育委員会に諮る案件であることから、本定例会に上程させていただきました。

それでは、契約内容についてご説明いたします。第1項、取得する財産の名称及び数量は、電源キャビネット384台。第2項、取得の目的は、市立小中学校の児童及び生徒用に配備する1人1台端末の充電及び保管のためです。第4項、契約の金額、5,687万5,500円。第5項、契約の相手方、沼津市大岡880番地の4、日興通信株式会社沼津支店支店長でございます。

以上、ご審議の上、ご決定をお願いいたします。

(教育長)

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第26号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議第 26 号は原案のとおり可決されました。

第 4 議第 27 号 令和 2 年度 11 月補正予算について

(教育長)

次に、「日程第 4、議第 27 号 令和 2 年度 11 月補正予算について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

それでは、議第 27 号 令和 2 年度 11 月補正予算について説明申し上げます。

11 月補正は、歳出のみの補正となります。歳出は、補正額 724 万円の減額で、補正後の歳出額の合計は 51 億 9,435 万 9,000 円になります。今回の 11 月補正におきましては、人件費の補正が主なものでありますが、社会教育課、文化課及びスポーツ振興課におきまして人件費以外の補正がございますので、御説明をいたします。

まずは、社会教育課になります。青少年育成費、成人式事業におきまして、消耗品 70 万円及び委託料 72 万 6,000 円の増額となります。こちらにつきましては、成人式での新型コロナウイルス感染症対策として、土足除菌マット、養生シート等の感染症対策用消耗品の購入及び専門業者への会場の消毒委託料となります。

次に、文化課になります。市民文化会館費、市民文化会館管理運営事業、市民文化会館管理委託料といたしまして、249 万 2,000 円の増額です。こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための文化会館の利用制限に伴う指定管理者への損失補填として指定管理料を増額するものとなります。

次に、スポーツ振興課です。保健体育費、体育施設会費、委託料 375 万円、こちらは、先ほどの文化会館と同じく、社会体育施設における指定管理料を増額するものとなっております。

次に、文化課になります。繰越明許費です。(仮称)郷土史博物館検討事業における基本構想策定委託料 555 万 9,000 円の繰越しは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、策定期間を延長する必要が生じたため、繰り越すものであります。

以上、議第 27 号 令和 2 年度 11 月補正予算についての概要であります。よろしく願いをいたします。

(教育長)

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(委員)

成人式に関しての予算を今回取っていただいているのですけれども、成人式の会場件数等が分かれば教えていただきたいと思えます。

(社会教育課)

会場は、今回消毒に関するものについては13会場になります。ただ、13会場のうち、市民文化会館を3校が使いますので、箇所数としては11か所になります。文化会館の利用については、3校が合同ではなく、時間差をつけておりますので、一つの式典が終わるごとに1回ずつ、回数としては13回というふうな形になるものでございます。

(教育長)

ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第27号について採決します。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の定例会に付議された議案の審議は全て終了しました。

第5 協議事項 令和元年度実施事業に係る富士宮市教育委員会の自己点検・評価について

(教育長)

次に、「日程第5、令和元年度実施事業に係る富士宮市教育委員会の自己点検・評価について」を協議します。

協議に当たり事務局の説明を求めます。

(教育総務課)

令和元年度実施事業に係る富士宮市教育委員会の自己点検・評価について説明をいたします。

7月の定例教育委員会では、この点検・評価の実施方針について報告をさせていただき、これまでに事務局による自己点検と教育事務点検評価委員による点検評価を実施いたしました。本日は、この自己点検・評価シートと教育事務点検・評価委員の意見について協議をお願いするものです。今回の自己点検・評価シートにつきましては、昨年度委員の皆様からいただきました御意見を参考に、大項目1「教育委員会の活動」及び大項目3「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」につきまして変更を加えました。また、レイアウトの変更によりまして、文字の大きさなど、市民に見やすくなるよう努めております。

大項目1の教育委員会の活動の評価、点検の欄を取組実績に改めました。また、評価の根拠となる目標と実績を設定できるものにつきましては、それらを記載し、設定できないものにつきましては、その旨を表記の上、取組実績に基づく評価を行いました。あわせまして、次年度目標を設定で

きるものは表記しています。

大項目 3、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務につきましては、達成度、進捗度と、取組を進める上での課題欄を追加いたしました。達成度、進捗度は、第 2 次富士宮市教育振興基本計画における現段階での達成状況、進捗状況を 3 段階で設定しております。また、取組実績及び次年度への展望の欄では、事業や取組の冒頭に、新規、継続、改善、中止の項目を表記しています。自己点検・評価シートと教育事務点検評価委員の意見の細かな内容につきましては、説明を省略させていただきますが、評価内容につきまして御意見や御質問をお受けしながら協議をお願いしたいと考えております。

本日の協議結果を受け、最終的な点検及び評価報告書といたしましてまとめさせていただき、教育委員会 12 月定例会に提出させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、協議に入ります。御意見等がありましたらお願いします。

(委員)

評価の各委員の先生方の御意見、あるいは感想が述べられておりますが、その中にも触れられています点で、今回の見直しで、例えば取組の実績を項目として入れるとか、あるいは次年度目標を具体化して書くとかということについて、先生方が評価していただいたということで改善が見られるというふうに私も感じているところであります。一方、そのような手法については、一定前進をしたということで評価しながら、実は当教育委員会が直接活動する部分で、中項目 2、教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信という部分で、指摘している先生方もいらっしゃいますけれども、私どもの目標が傍聴者の数をその指標にしているということであります。今日も傍聴をしていただきまして、大変ありがたいと思っておりますが、この方々の数字をもって、当委員会の内容が市民に公開されているというパラメーターとして捉えるのはちょっと無理があるのではないかというように私自身も感じたところであります。つまり直接傍聴に来ていただくために、例えば議会だよりとか広報とか、その他の形で皆さんに呼びかけたという点においては非常に前進だと思っておりますし、事実それを見て来ていただいている方もいらっしゃるかと思うのですが、さすがにウイークデーのこの時間に、一般市民の方に来ていただきたいというのはものの、なかなか時間割いて来ていただくということは難しいでしょうし、それをもって情報公開が進んだというふうに見るのは無理があるのではないかというふうにも思ひまして、この指標の立て方に少し工夫が必要ではないかというふう感じたところであります。そういう中では、例えばホームページで報告がここ半年の間はかなり具体化されていますし、これは事務局の御努力によるわけですが、とにかくスピーディーに上げるべきだということで、かなり工夫していただいたり、あるいは決裁などについて今まで以上にスピーディーな対応していただいたり、そういったことで進んできていると思います。したがって、そういった方面の具体的な内容を指標に表れるような形での表現に変えていくのが、この次にはそういうふうにしていきたいなということを提案させていただきたいと思っております。そのほか先生方の意見で我々が評価している部分を、自己評価ですから当然なのですが、自分たちの施策であるがゆえに客観的な指標をもって示されていない部分もあるやに書かれています。そういう点については、ぜひまた今後、どの項目ということではありませんけれども、

当委員会としてもそのような目標の立て方とか、あるいは自分たちが成果として皆さんに伝えている内容が受ける側として、あるいは市民の側から見たときにどうなのかというような観点も併せてこれから検討していきたいというふうに思っています。これも今後の課題として御理解をいただきたい。あるいは、お互いに努力をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。感想も含めて私の意見を述べさせていただきました。

(教育総務課)

御意見ありがとうございました。昨年にいろいろ御指摘いただいたことで、他市町の報告書等を参考にしながら、少しでもよりよい方向で市民に分かりやすいような表記に努めさせていただきました。また、御意見を参考にさせていただいて、少しでもよりよいものが作れるよう、御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(教育長)

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

この全体の総合評価の観点からすると、大体ほぼ横ばいのような状況下にあると思っております。ただ、今年度、コロナ禍の中で、各諸行事、カリキュラムというものが支障を来している状況にあるということで、やはり今進めているICT化、こちらのほうを活用しながら、細かな部分をしっかり取り組んでいかないと、次年度に対しての評価がかなり厳しい状況になってくるのではないかと思っております。その点も併せて、今後もICT化を進める中で委員会のほうとしてもそういった活用をして、実績を積んでいっていただきたいという要望になります。その点を今後どう進めていくかということを検討していただきたいと思っております。

(教育長)

ほかにありましたらお願ひします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、各委員からの意見を踏まえ、事務局において報告書の作成をお願ひします。

以上で、令和元年度実施事業に係る富士宮市教育委員会の自己点検・評価についての協議を終了します。

第6 協議事項 大規模校等通学区域弾力化に関する基準及び通学区域の弾力的運用の見直し並びに富士宮市立小中学校通学区域審議会への諮問について

(教育長)

次に、「日程第6、大規模校等通学区域弾力化に関する基準及び通学区域の弾力的運用の見直し並びに富士宮市立小中学校通学区域審議会への諮問について」を協議します。

協議に当たり、事務局の説明を求めます。

(学校教育課)

それでは、大規模校等通学区域弾力化に関する基準及び通学区域の弾力的運用の見直し並びに富士宮市立小中学校通学区域審議会への諮問について御説明させていただきます。

まず初めに、議題 1、富士見小学校における大規模校等通学区域弾力化に関する基準の見直しについてです。通学区域の制度についてですが、この項目の中段に書かれておりますとおり、両親共働きなどの事情により、市町独自の基準を設け、通学する学校を変更することが認められております。

児童数の緩和、普通教室不足、教室数の不足の解消のため、大富士小学校、富士根南小学校、富士見小学校、この 3 校が大規模校等通学区域弾力化の対象校となっております。就学指定校とは別の学校に行くことができます。富士見小学校は、選択可能小学校として、東小学校、大宮小学校、富士根北小学校、この 3 校が指定されておりますが、今年度は東小学校へは 9 人、大宮小学校へ 27 人、富士根北小学校へ 6 人が変更しており、富士見小学校の児童数が 458 人に対して東小学校が 561、大宮小学校が 396 人、富士根北小学校が 171 人、このような状況となっております。

次に、年度別の許可件数ですが、富士根南小学校から東小学校への変更については、直近の 5 年間の実績では平均 90 人ほどとなっております。大富士小学校から大宮小学校への変更については、直近 5 年間で平均 25 人程度が変更しております。

令和 8 年度の東小学校の児童数の予測は、東小学校が 376 人、富士見小学校が 389 人となっておりますが、これは指定校変更を考慮しない数字です。東小学校への指定校変更が今後も同程度見込まれることを考慮すると、令和 8 年度の児童数は富士見小より東小学校のほうが多くなることが予想されます。

ただいま説明いたしましたとおり、東小学校については、例年 90 人程度が富士根南小学校から変更していること、大宮小学校については、大富士小から例年 25 人程度が変更していること、これらに鑑みると、富士見小学校から東小、大宮小の 2 校に選択できるのは、猶予期間を設け、2027 年度、令和 9 年度まで、この年度までに限り、2028 年度、令和 10 年度以降は選択可能小学校から除くということで、東小学校や大宮小学校への影響を少なく抑え、富士見小の児童数の減少幅を少なくできるというふうに考えました。令和 10 年度以降の取扱いについては、富士見小の学区内で転居した場合には、転居前にこの基準を東小、大宮小に就学していた児童に限り同じ小学校への変更を認めるものとするいたしました。

続きまして、議題の 2 になります。外神東町の一部地域における通学区域の弾力的運用についてです。まず初めに、地図を御覧ください。中央に斜線が入っている部分、そちらが今回の議題となる外神東町の一部の地域です。市道粟倉外神線以北及び市道押出長穴線以西のこの地域の学区は富丘小学区となっております。

それでは、外神東町の通学に関する現状ですけれども、通学上の安全を図る上で、同地域から集団登校できるなどの利点もあるなどの理由によりまして、大富士小学校への就学を認めてきました。この地域から富丘小までは通学に約 40 分、大富士小学校までは約 30 分かかります。この地域に居住している児童の就学先の小学校で、富丘小学校はゼロ人、大富士小学校は 6 年生が 1 人、4 年生が 2 人おります。

今回の内規の変更点ですが、外神東町の一部の地域は富丘小・四中学区となっておりますが、比較的新しくできた地域であり、外神区との地域性は希薄であります。また、大富士小、大富士中の通

学区域と密接な関わりがあることで、通学上の安全を図る上で集団登校できる利点もございます。これらのことから、大富士小学校への通学を許可するというふうに変更いたします。

以上、2つの議案、富士見小学校における大規模校等通学区域弾力化に関する基準の見直し、外神東町の一部の地域における通学区域の弾力的運用について通学区域審議会へ諮問させていただくことにつきまして御協議いただきたいと思います。

(教育長)

それでは、説明が終わりましたので、協議に入ります。

御意見がありましたらお願いします。

(委員)

富士見小学校から東小、大宮小学校にはもうあと何年かで通えないという、そういう判断だと思います。そのことについては、異議はありません。ただ、これを周知徹底していかないと、兄弟関係があります。この時期になって言うのではなくて、今からいろいろな場面で話をしていかないと、ここで言った、あそこで言ったではなくて、やはり親御さん自分の身に迫ってはつとなることが多いですので、ですからいろいろなところでこの話をしていってほしいと思います。兄弟関係があります。下手をすると兄弟で違う学校になってしまうという、そんなことも考えられてきます。ですから、就学健診とか入学説明会とか様々な場面があると思うのですが、そのような場面を使って、これでもかというような形で話をしていかないと親御さんには響いていかないかなと思いますので、今からぜひ情宣活動をしていただければと思います。よろしくお願いします。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。

(委員)

素朴な質問なのですが、当然小学校を途中で替わるということではできないのですよね。中学校でも。最初に決めたらそこへ行くということですね。そうだと思います。当然。その中で、中学校の弾力的な学区変更のところの文章で、そもそも地域性が希薄でというような形で書いてあるのですが、集団登校できる利点ということについて言うと、今回弾力的に運用する地域の方々のかかわりが希薄なために、こっち行ってもこっち行ってもいいよというふうに言うと集団登校できなくなることになりますよね。それは全部そろって集団登校しているかどうかは別だし、何人かをもって集団登校するかということは別なのですが、理由として挙げるのに集団登校できる利点という点は少し変だなという感じがしたところでございます。

あと、いずれにしても、令和10年までの間の想定で今数字を出しているわけですが、恐らく転出あるいは転入などの変化がこれから生まれてくると思いますので、それらについても対応できるような決め方といいますか、一度決めたから10年まで動かさないよということではないルールになっているのだらうと思いますが、その辺の疑問を少し答えていただけますでしょうか。

(学校教育課)

先ほど委員のほうから安全に登校させるためというところの利点について私の説明のほうで足

りない部分があったかと思しますので、もう一度ご説明いたします。外神東町、大富士小、大富士中については、先ほど申し上げたとおり通学上の安全が確保されるという理由から、富丘小学校から大富士小への選択というものを指定の選択可能学校に入れるというふうにいたしました。理由といたしましては、ここの外神東町の地域に外神東町全体で、資料の 6 ページにもありますとおり、1 年生から 6 年生まで合計で 54 人がおります。ここに書かれております 54 人は全て大富士小学校のほうに行っております。その上の表にもありますとおり、富丘小学校にはその外神東町の一部の地域にはゼロ人、大富士小学校のほうには合計で 3 人行っているということで、集団で安全に行けるというところから、このような制度の見直しとしました。

(委員)

こんなふうに運用しても集団登校可能だということをおっしゃっているわけですね。

(学校教育課)

はい。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。

(委員)

この学区の弾力化というところ、これは教育関係から見ての観点は十分分かるのですが、あと自分たちが生活する行政区、この中では防災訓練等々がありますので、各学校から防災訓練等に出席したかどうかという状況のときに、その行政区の方がある程度理解を示していただかないと、その子がぼつんと取り残されたり、異なる行政区、学校の管轄する行政区のほうに出なければいけないのかどうかという部分が出てきますので、その点のフォローを同時にしていただきたいと思います。

(教育長)

そこについてはどうですか。行政区の扱いについて。

(学校教育課)

行政区との兼ね合い、特に防災訓練の出欠については、まだ検討をそこまでしていません。大富士小学校、ここに住んでいる子たちがどこに出て、どちらの学校の出欠表でも対応できるかどうかというところについては、丁寧にその行政区の担当の方をお願いをしていかなければいけないかなというふうに感じたところです。

(委員)

決まる前にそういったところのフォローをお願いいたします。

(教育長)

基本的には決まったところで、その学校に参加したという証明書を出すという形を考えていいと

いうことでいいですね。

ほかにはどうでしょうか。

(委員)

希望する部活動がない場合について、部活動が存在する最寄りの中学校の進学を許可することとすると。児童生徒の部活における実績に基づいて、そういうことも配慮するというのを今回決めたのですか。前からこうなっているのですか。つまり学区を越えて、運動実績のある子については別の中学に行けるということの意味している。そうなのですか。

(学校教育課)

この項目については、今回加えられたものではなく、以前からあったものです。例えば小規模校において少年団で野球をやっていたりテニスをやっていたお子さんは、学区の中学校にはその部活がない場合に、保護者の希望が寄せられる場合がございます。そのときに、何でも認めるということではなく、中学に行って新しくその部活に入りたいという子については認めていないのですけれども、小さい頃から運動に取り組んできて実績があるお子さんについては検討をさせていただいて、指定校地域の中学校ではない進学について認める場合があると、そういうことでございます。

(委員)

なるほど、認識を新たにしました。ありがとうございました。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、対象となる通学区域について、弾力化に関する基準及び弾力的運用を見直し、これを富士宮市立小中学校通学区域審議会に諮問することとします。